

1 普通養老保険(新フリープラン) (新フリープラン(短期払込型))

契約の目的	●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えたシンプルな保険です。
商品の特長 ■①	●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「死亡保険金」 (満期保険金と死亡保険金の額は同額です。) ●「各種特約」■②を付加することで、より充実した保障を準備できます。

■①しおり31P参照

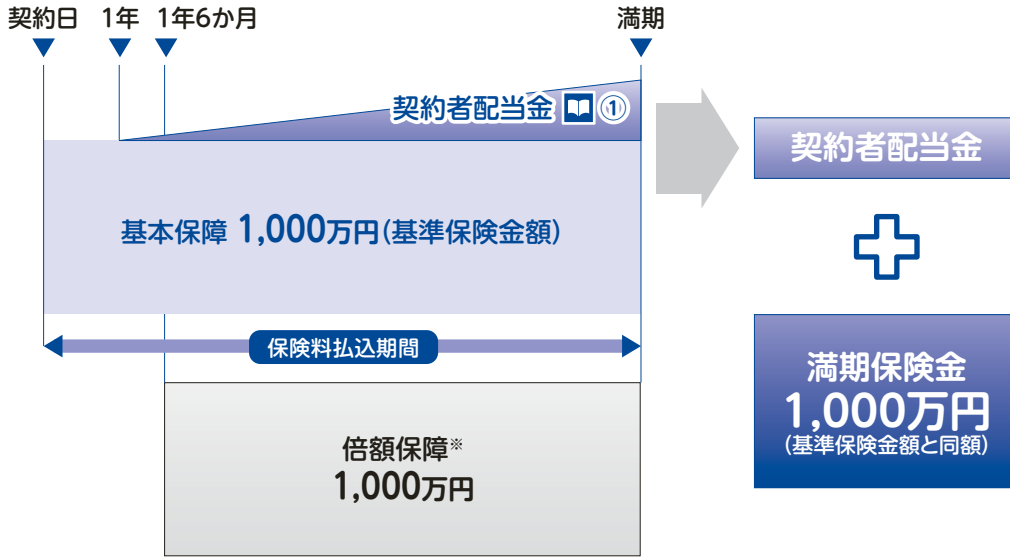
「基本契約の保障内容」

■②しおり33P参照

「特約の共通事項」

(1) 普通養老保険 (新フリープラン)

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



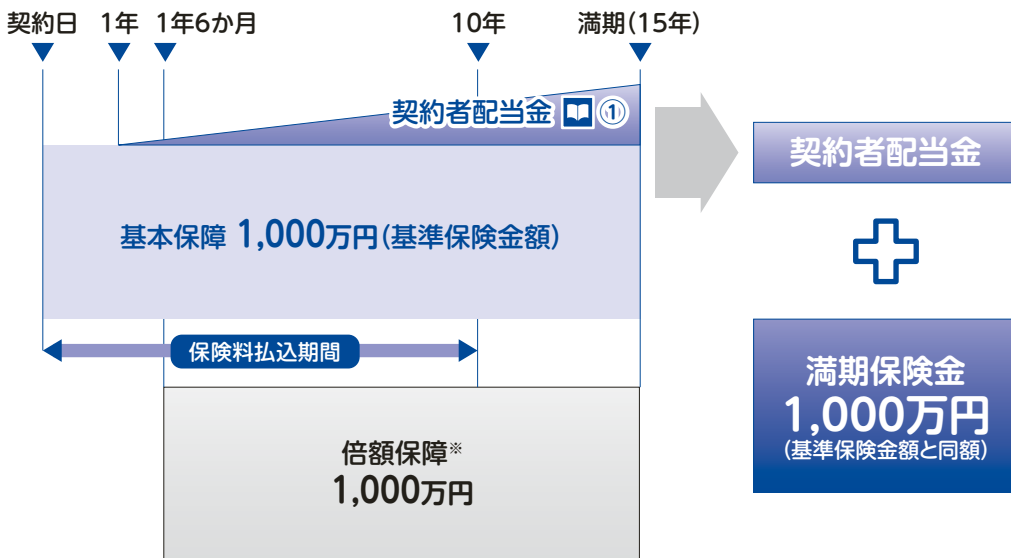
①しおり60P参照

[契約者配当金]

(2) 普通養老保険 (新フリープラン (短期払込型))

●10年払込15年満期養老保険

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障 (保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、これと「同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注) 保障は保障(責任)開始の日 ②から開始します。

②しおり15P参照

[契約の保障(責任)の開始と契約日]

2 特別養老保険(新フリープラン(2・5・10倍保障型))

<p>契約の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●万が一の保障(死亡保障)と満期の楽しみ(必要なお金の準備)を兼ね備えた保険です。 ●普通養老保険に加入した場合と比べて、万が一の保障(死亡保障)をより少ない保険料で備えることができます。 							
<p>商品の特長</p> <p>■ ①</p>	<p>死亡保険金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の生存中に保険期間が満了したとき ⇒「満期保険金」 ●被保険者が死亡したとき ⇒「満期保険金の2倍、5倍または10倍の額の死亡保険金」 <table border="1" data-bbox="805 763 1423 943"> <tr> <td>新フリープラン 2倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の2倍</td> </tr> <tr> <td>新フリープラン 5倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の5倍</td> </tr> <tr> <td>新フリープラン 10倍保障型</td> <td>→ 満期保険金の10倍</td> </tr> </table> <p>●「各種特約」■ ②を付加することで、より充実した保障を準備できます。</p>	新フリープラン 2倍保障型	→ 満期保険金の 2倍	新フリープラン 5倍保障型	→ 満期保険金の 5倍	新フリープラン 10倍保障型	→ 満期保険金の 10倍
新フリープラン 2倍保障型	→ 満期保険金の 2倍							
新フリープラン 5倍保障型	→ 満期保険金の 5倍							
新フリープラン 10倍保障型	→ 満期保険金の 10倍							

①しおり32P参照

「基本契約の保障内容」

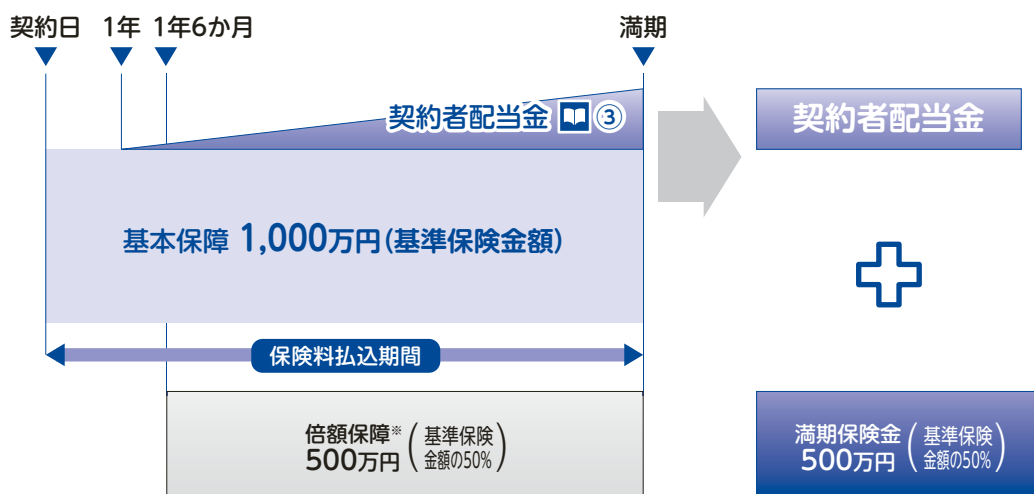
②しおり33P参照

「特約の共通事項」

●しくみ図

(1)特別養老保険(新フリープラン(2倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



③しおり60P参照

「契約者配当金」

④しおり15P参照

「契約の保障(責任)の開始と契約日」

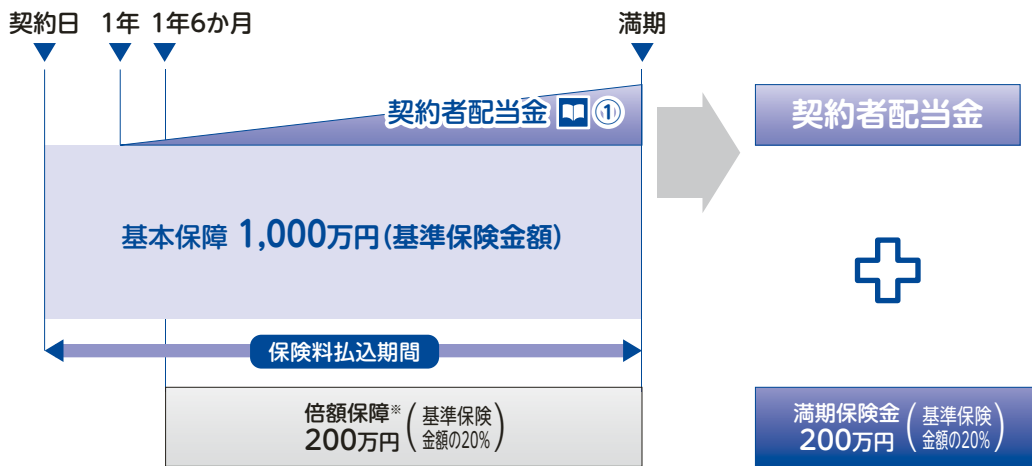
※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日■ ④から開始します。

(2) 特別養老保険 (新フリープラン(5倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



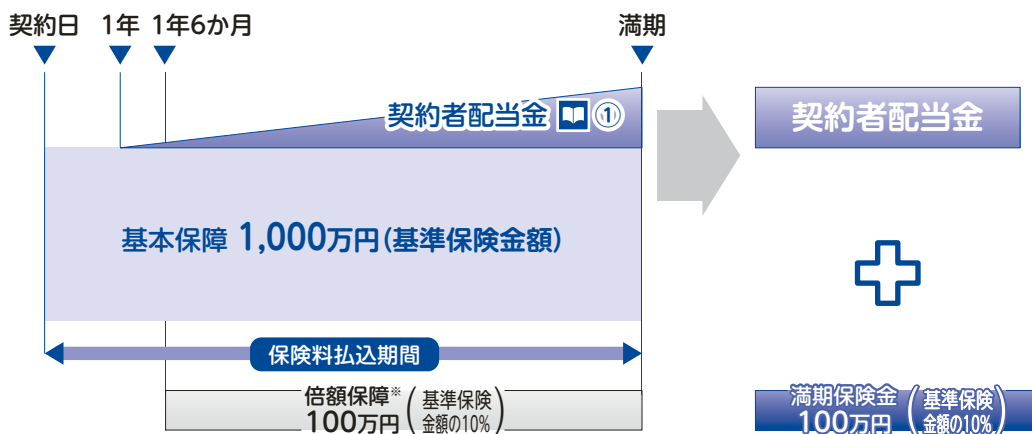
①しおり60P参照

[契約者配当金]

特長としくみ

(3) 特別養老保険 (新フリープラン(10倍保障型))

基準保険金額 1,000万円に加入の場合



※倍額保障(保険金の倍額支払)

○契約日を含めて1年6か月(契約を復活したときは、さらにその復活日を含めて6か月)を経過してから、被保険者が、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき、または当社所定の感染症を直接の原因として死亡したときは、支払うべき死亡保険金のほかに、「満期保険金額と同額の保険金」を死亡保険金受取人に支払います。

(注)保障は保障(責任)開始の日②から開始します。

②しおり15P参照

[契約の保障(責任)の開始と契約日]